

【ポスター発表】

意思決定支援ガイドラインにおけるソーシャルワーカーの果たすべき役割

○ 上智大学 氏名 高瀬幸子 (6405)

金 圓景(明治学院大学・7133)藤井 佳子(日本社会事業大学・7499)・上田晴男(支援の思想研究会・8476)

キーワード3つ: ソーシャルワーク・意思決定支援・ガイドライン

1. 研究目的

自己決定の原則(Biestek, 1957=2006)は、ソーシャルワーカー(以下 SWer)が大切にしてきた基本的な原則である。しかし、自己決定できる強い個人を望ましい姿とする価値観は、自己決定が難しい人を排除しかねず、自己決定によらない新たな価値理論の必要性が指摘されている(石川 2011, 衣笠 2009)。

一方で我が国の社会福祉制度においては利用者主体が重視されるなか、自己決定が難しい人を支えるための意思決定支援ガイドラインが複数示されている。しかし、ガイドラインに沿って支援すれば意思決定支援に迷いなくなるわけではない。それは、単に決定することのみを目的とするのではなく、よりよい決定の実現を目指すからである。意思決定支援は多様な職種が関わって行われる。これらのガイドラインに関しては、安西(2022)が決定・結果重視型とプロセス重視型に整理するなど、ソーシャルワーク(以下 SW)の視点に基づく分析が少しずつ進んできているが、SWer として目指すべきよりよい決定につながる価値理論については検討が進められていない。

本研究の目的は、厚生労働省の示す意思決定支援ガイドラインにおいて、SW の視点をどのように見出すことができるのかを明らかにし、SWer がこれらのガイドラインに沿って支援を行う際に果たすべき役割について検討することである。

2. 研究の視点および方法

本研究は、厚生労働省が示している「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(2017)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(2018)、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(2007、2018 改定)、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019)「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(2020)の5つのガイドラインを対象とする。これらにおける SW の視点を明らかにするために、新保(2014)の「状況的価値」の概念を援用する。新保によれば、よりよい決定はクライアント(以下 C1)に関わる多くの関係者が「よい」と共有できる「状況的価値」によって導かれる。そして状況的価値の形成に関わる重要な要因は①状況の反省的理解、②価値観の媒介、③価値による価値の支配への配慮、④状況のその都度性の尊重の4つである。これらが5つのガイドラインの中に見出されるかを分析した。

3. 倫理的配慮

本報告は人を対象とする研究ではなく、既に公開された文書・文献による研究である。研究は、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」および「研究倫理規定に基づく研究ガイドライン」に基づき実施した。また本報告に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

いずれのガイドラインにおいても意思決定支援はチームで行い、会議や話し合いを持つことが基本となっていたことから、①状況の反省的理解と②価値観の媒介はその中で行われると考えられる。複数の支援者が関わる中で、それぞれの立場や専門性から状況の理解や価値観のすり合わせが行われる。ガイドラインの中には明確に見出すことができなかつたのは、③価値による価値の支配への配慮であった。C1の意思決定に様々な環境が影響することは言及されていたが、社会的に望ましいとされている価値観にC1の価値観が抑圧されやすいことまでも意識されたガイドラインとは言えなかつた。④状況のその都度性の尊重は、いずれのガイドラインでも見出すことができた。C1の意思は常に変わりうることなどのガイドラインでも意識され、繰り返し話し合うことが求められていた。

5. 考察

いずれのガイドラインにおいても、意思決定支援は複数の支援者によって話し合いを重ねながら行われるべきことが示されている。しかし、話し合いが行われれば必ず状況の反省的理解と価値観の媒介が実践されるわけではない。新保(2014)はSWerによる意図的な介入が必要であるとしている。ガイドラインに沿った支援を行おうとすれば会議は自ずと設けられるはずだが、それを形骸化させないための努力が求められる。

価値による価値の支配がガイドラインにおいて位置づけられていないのは、形にしてガイドラインに盛り込むのが難しいためであると考えられる。すなわち、支援者が無意識に価値による価値の支配を作り出し、C1自身も気づいていないことが少なくないと考えられるためSWerが強く意識しながら支援を行うことが求められる。

状況のその都度性は、いずれのガイドラインでも見出すことができたが、ガイドラインの焦点はC1の意思の可変性である。しかし新保(2014)が重要だとしたのは状況が変化しうることである。意思決定支援において揺れ動くのはC1だけではなく、状況そのものが常に動いていることを意識する必要がある。

*本研究は、JSPS 科研費 23K01919 の助成を受けたものです。

【引用文献】安西美咲(2022)「ソーシャルワークにおける『自己決定』と『意志決定』の理論構造の検討—日本における意思決定の支援に関するガイドラインの二つの類型—」『社会福祉学評論』23,31-45 / 石川時子(2011)「ソーシャルワークにおける自己決定原理の考察:自律・自己決定の『価値』をめぐって」『社会福祉』52,111-122 / 衣笠一茂(2009)「ソーシャルワークの『価値』の理論構造についての一考察—『自己決定』が持つ構造的問題に焦点をあてて—」社会福祉学,49(4),14-26 / 新保祐光(2014)「退院支援のソーシャルワーク—当事者支援システムにおける『状況的価値』の形成」相川書房